

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 26,398 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 430,009 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	平成29年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	166,549	115,474			5,280	45,795
	高齢者福祉費	106,150	1,378	4,000	2,970	10,112	87,690
	児童福祉総務費	11,114	1,413			1,003	8,698
	児童措置費	37,243	31,546			589	5,108
	保育所費	50,738	3,011		9,154	3,988	34,585
	児童福祉施設費	7,062	2,144		1,148	390	3,380
	小計	378,856	154,966	4,000	13,272	21,362	185,256
保健衛生	保健総務費	28,839	62			2,975	25,802
	健康推進費	22,197	592		1,783	2,049	17,773
	小計	51,036	654	0	1,783	5,024	43,575
合計		430,009	155,620	4,000	15,055	26,398	228,936

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。